

基礎研 レポート

共済事業・少額短期保険の現状

収支・資産状況を中心として

保険研究部 主任研究員 安井 義浩

(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

1—はじめに

以前筆者は、ここ約30年の生命保険業界の販売業績、収支状況について、数回にわたりレポートした¹。しかし人の生命や病気・ケガに関する保障を担う事業は生命保険会社以外にもある。保障事業全体の中では、生命保険会社の業績で全体のどれだけの部分を語ったことになっているのだろうか。

今回はそういう問題意識から出発して、生命保険会社と同様に生命に関する保障を行なうその他の事業、すなわち共済事業や少額短期保険の現状について、収支・資産構成などの状況を中心に見たものである。その主旨でいくと、主題は主に生命保険的分野であって、損害保険分野はまた別の機会に改めて、と言いたいところだが、共済・少額短期では、保険会社とは異なり、生損保両方を取り扱える。すると各事業団体の総資産ひとつとってみても、必ずしも完全に生保・損保部分に分離できるわけではない。従って、以後本稿の中で混在した見方をする場面もあることをお断りしておく。(ちなみに日本の保険会社では、保険業法上、生命保険事業と損害保険事業を同一会社では取り扱うことはできず、そのため子会社による参入といった形態になっている。)

さて、生命保険と類似の事業としては、上に既に挙げたように、共済事業と少額短期保険が主なものである。そのほかに少額短期保険の制度創設の過程で当面の間可能となった「認可特定保険業者」というものがある。あるいは、企業グループなどが内部で独自に保険的仕組を営む「自家保険・共済」も、限定された規模などの条件を満たせば、保険業法の適用も受けることなく可能なようではある。しかしこれらは、ごく限られた集団内で行なわれるもので、ここでは問題にしない。

結果として、共済と少額短期をみておけば、日本における人の生命や病気・ケガに関する保障を担う事業全体を一通り眺めたことになるので、以下それぞれの状況をみていく。

¹ 安井 義浩「[日本の生命保険業績ざっくり30年史\(1\)~\(8\)](#)」(基礎研レター ニッセイ基礎研究所 2015.12~2016.6)

ところで、「保険」と「共済」とは何が異なるのか。保険料（掛金）を支払って、万一の場合に保険金（共済金）を受け取る仕組としては、利用者からみると全く同じものといってもよい。

共済と保険との違いとして、「保険は営利を目的とするが、共済は純粋に助け合いである」という説明をホームページ上でしている共済組合もある。職域の共済や小規模な共済ではそういう面が強いのは確かであるが、それを言うなら、同じ生命保険会社でも「株式会社は営利目的だが、相互会社はそうではない」という建前であるから、保険相互会社については共済との違いがなくなる。

少額短期保険も含めて、主な相違点をまとめると、下の表ようになる。監督官庁や根拠法が異なるとか、事業組織の形態が異なること、など制度そのものを論ずる場合は確かに重要な相違点もある。

仕組としては同じとはいえ、実態としては共済のほうが比較的少額で短期の保障であるといったような傾向はあるように見えるが、これも次に挙げるような個々共済団体によって様々である。（なお、少額短期保険には、生命保険料控除制度が適用されないというのは、利用者から見ると意外なことかもしれないが、保険料も比較的少額だと思えば、それほど問題にはならないとも考えられる。）

また用語の区別として、保険の場合には「保険料」、共済の場合には「共済掛金」と呼ぶなどの違いがあり、他にも保険金は共済金に、配当金は割戻金に読み替えるなどの必要がある。本稿でもできる限り区別するが、両者まとめて言及する場合などでは、適宜読み替えて理解されるようお願いしたい。

【保険、少額短期保険、共済の主な相違点】

	生命保険会社	少額短期保険会社	共済事業(例)	
			農業協同組合等	生協の共済等
監督官庁	金融庁	金融庁	農林水産省 (各都道府県)	厚生労働省
根拠となる法令	保険業法	保険業法	農業協同組合法	消費生活協同組合法
参入規制	免許制	財務局による登録	認可	認可
	最低資本金(基金)10億円	最低資本金1000万円	最低出資総額1億円 (連合会10億円)	最低出資総額1億円 (連合会10億円)
	商号制限あり		名称制限あり	名称制限あり
生損兼営	不可	可	可	
事業規模制限	-	年間保険料50億円まで	-	
対象となる加入者	不特定	不特定	原則として組合員	
保障金額の制限	法令上なし	制限あり	法令上なし	100万円以下は自由 (それ以上は要承認)
		(死亡保険金300万円以下など)		
保障期間	-	生命・医療保険1年、損害2年	-	
資産運用	原則自由	預貯金・国債地方債等に限定	一部規制あり	
セーフティネット	あり	なし	なし	
	(生命保険契約者保護機構)	ただし、供託金1000万円より		
保険料控除制度	適用可	適用不可	適用可	

2— 共済事業編

1 | どのような実施団体があるか

【各法律に基づく主な共済団体】²

根拠法	根拠法の所管庁	主な共済団体	
農業協同組合法	農林水産省	農業協同組合	全国共済 農業協同組合連合会(JA共済連)
水産業協同組合法		漁業協同組合	全国共済 水産業協同組合連合会(JF共水連)
消費生活協同組合法	厚生労働省	生協の共済	全国労働者共済 生活協同組合連合会(全労災)
			日本再共済 生活協同組合連合会(日本再共済連)
			全国 生活協同組合連合会(全国生協連)
			日本コープ共済 生活協同組合連合会(コープ共済連)
			全国大学生協共済 生活協同組合連合会(大学生協共済連)
			全国共済 生活協同組合連合会(生協全共連)
			全国電力 生活協同組合連合会
			労働者生協
			日本郵政グループ 労働者共済生活協同組合
			電気通信産業 労働者共済生活協同組合
			全国森林関連産業 労働者共済生活協同組合
			全日本たばこ産業 労働者共済生活協同組合
			全日本水道 労働者共済生活協同組合
			全日本自治体 労働者共済生活協同組合
			教職員 共済生活協同組合
		職域生協	全国郵便局長 生活協同組合
			全国酒販 生活協同組合
			全国たばこ販売 生活協同組合
			日本塩業 生活協同組合
			全国町村職員 生活協同組合
			生活協同組合全国都市職員災害共済会
			警察職員 生活協同組合
			防衛省職員 生活協同組合
地域生協の共済	生活協同組合全日本消防人共済会		
	神奈川県民共済生活協同組合		
中小企業等協同組合法	経済産業省		全日本火災 共済協同組合連合会(日火連)
			全日本自動車 共済協同組合連合会(全自共)
			中小企業福祉 共済協同組合連合会(中済連)
	国土交通省		全国トラック交通 共済協同組合連合会(交協連)
	農林水産省		全国米穀販売事業 共済協同組合
			日本食品衛生 共済協同組合
地方自治法	総務省		(公社)全国農業共済協会 (公財)都道府県会館 (公社)全国市有物件災害共済会 (一財)全国自治協会 (公社)全国公営住宅火災共済機構 (公財)特別区協議会

(日本の共済事業ファクトブック2016および共済年鑑2017年版を参考に筆者作成)

² 共済組合や実施している共済の正式名称については、上のようになり長いものが多いので、略称したりする場面もあるだろうが、例えば「全共連」といったら、これはJA共済連のことであって、似たような響きだが、全国生活協同組合連合会や全国共済生活協同組合連合会ではない。また「神奈川県民共済」は、全国で始めて「県民共済」を始めた独立した共済である一方、その他の「〇〇県民共済」は〇〇県の認可により設立され、全国生活協同組合連合会が元受を行なっている共済であり、全く別物であるが、歴史的経緯からこうなっている。ちなみに神奈川県の上記〇〇県民共済にあたるものだけは「全国共済」という名である。なお神奈川県についてはさらに別に「かながわ県共済」というのがあり、これは全日本火災共済協同組合連合会の一構成員である。個々の話はどうでもいいのだが、実際に加入する場合など、どれのことを指して言っているのか明確にしないとトラブルの元であろう。

まずは、共済を実施している団体についてだが、その設立根拠となる法令の違いにより分類すると、「特別法によらない共済団体」「特別法による共済団体」とがある。

この特別法とは、「農業災害補償法」「漁業災害補償法」「漁船損害補償法」を指し、その名の通り、農業・漁業の収穫・漁獲補償を行なうもので、これらは国が行なう一種の社会保障制度である。共済団体としては各地の農業共済組合、およびその連合体としてのNOSAI全国、各地の漁業共済組合と全国漁業共済組合連合会、漁船保険組合と漁船保険中央会がある。これらは農業・漁業に従事する方々以外にはなじみのうすいものかもしれない。生命共済は取り扱っていないようである。

「特別法によらない共済団体」のほうをさらに分けると、各種の協同組合法によるものと、地方自治法によるものがある。

地方自治法によるものは総務省が所管で、例えば各都道府県会館などが災害共済を取り扱っており、自動車共済も行なっている全国自治協会の例がある。

協同組合法によるものを、根拠法により分類すれば、農業協同組合法、水産協同組合法（以上、農林水産省）、消費生活協同組合法（主に厚生労働省）、中小企業等協同組合法（都道府県、経済産業省、国土交通省など）があり、それぞれの所管省庁が監督している。

それらを、生命保険との対比も含め、まとめると前ページのようになる。

2 | どんない共済種類があるか

それぞれの共済団体が取り扱っている保障の内容（共済種類）はもちろんそれぞれ異なる。主に行なわれているのは、火災共済、生命共済、傷害共済、自動車共済、年金共済、その他ということのようだ。

うち「その他」の例としては、財形、賠償責任、所得補償、NOSAI全国の農作物等々にかかる共済などがある。主な共済団体について取扱例を示したものが以下の表である。なお、詳しくは「平成28年度版 主要共済と少額短期保険」（新日本保険新聞社）に、主な共済が取り扱う仕組（保険でいえば「保険商品」）の記載があるので、参照されたい。

	生命	年金	傷害	火災	自動車	その他
JA共済連	○	○	○	○	○	○
JF共水連	○	○		○		
全労災	○	○	○	○	○	○
ユープ共済連	○					
大学生協共済連	○			○		
全国生協連	○		○	○		
生協全共連	○		○	○		
神奈川県民共済	○		○			○
日火連	○		○	○	○	○
交協連					○	
全自共					○	
中済連	○					
NOSAI全国				○		○
(参考)						
生命保険会社	○	○	○			○
損害保険会社		○	○	○	○	○

(日本の共済事業ファクトブック 2016 を参考に筆者が一部省略・追記して作成)

生命共済については、当然定期共済（一定期間、掛け捨ての死亡保障）、養老共済（死亡保障に加え、満期時、まとまった共済金を受け取れるもの）、終身共済（死亡時まで保障が継続）、医療共済（入院・通院の保障）といったところを中心に、様々なバリエーションと、共済掛金の払い方（月払・一時払といった種類）が存在する。あるいは団体生命共済などもあるところは、ほぼ生命保険会社とかわるところはない。

年金共済については、規模の大きな一部の団体が取り扱っている。長期間にわたる資金運用が必要なので、これを取り扱うためには、資産運用体制に相当しっかりしたものをもっていなければならないので、小規模の組織では比較的難しく、従って規模も大きいところに限られているということだろう。この場合、資産運用リスクとともに、終身年金を扱う場合には長寿リスク（加入者が想定より長生きして年金を受け取ることにより、積立金の不足が生じる恐れ）にも注目しておく必要があり、高度なリスク管理体制が期待されるだろう。同様に「その他」に属するような特殊な種類を取り扱うならば、それを扱うだけの相当のノウハウが必要であろう。

またついでに損保分野についても触れておくと、自動車共済について同様のことがいえるが、こちらは資産運用というより、事故発生率の見積もりや事故対応のノウハウに高度なものが求められるのだろう。自動車専門の共済はこの点をクリアしているはずである。

3 | 共済事業の概況

ここからは共済事業の規模を中心とした概況をみる。

【2015年度実績】	万人		万件		億円		億円		億円		億円	
	組合員数	構成比	契約件数	構成比	総資産	構成比	共済金額	構成比	受入共済掛金	構成比	支払共済金	構成比
JA共済連	1,027	13.2	5,832	40.0	558,375	87.3	3,683,805	35.0	63,909	77.4	34,190	77.5
JF共水連	32	0.4	63	0.4	4,980	0.8	50,084	0.5	667	0.8	491	1.1
全労災	1,390	17.9	2,934	20.1	36,136	5.7	2,338,792	22.2	5,869	7.1	3,202	7.3
ユープ共済連	2,179	28.0	795	5.4	3,296	0.5	117,445	1.1	1,755	2.1	630	1.4
大学生協共済連	154	2.0	96	0.7	248	0.0	22,424	0.2	87	0.1	34	0.1
全国生協連	1,757	22.6	2,979	20.4	7,462	1.2	2,083,853	19.8	6,427	7.8	3,475	7.9
生協全共連	164	2.1	114	0.8	571	0.1	93,999	0.9	142	0.2	46	0.1
神奈川県民共済	76	1.0	104	0.7	473	0.1	46,445	0.4	189	0.2	75	0.2
日火連	198	2.5	83	0.6	994	0.2	78,791	0.7	153	0.2	59	0.1
交協連	2	0.0	92	0.6	1,179	0.2	-	-	399	0.5	261	0.6
全自共	58	0.7	84	0.6	406	0.1	-	-	307	0.4	179	0.4
中済連	32	0.4	0.36	0.0	189	0.0	2	0.0	2	0.0	0.46	0.0
NOSAI全国	244	3.1	453	3.1	-	-	452,586	4.3	493	0.6	187	0.4
その他	469	6.0	963	6.6	25,088	3.9	1,570,296	14.9	2,175	2.6	1,292	2.9
合計 (対前年度増加率)	7,782 (1.4%)	100.0	14,593 (▲5.4%)	100.0	639,397 (3.0%)	100.0	10,538,522 (▲0.7%)	100.0	82,574 (5.7%)	100.0	44,123 (▲3.4%)	100.0

(参考)	(保有契約高)	(保険料等収入)	(保険金等支払金)
生命保険会社	3,671,679	10,092,000	389,620
日本生命(単体)	634,538	1,669,270	60,809
かんぽ生命(単体)	815,436	949,292	54,139
損害保険会社	312,109	-	85,168
東京海上日動(単体)	92,425	-	21,283

(共済年鑑 2017 年度版 (2015 年度事業概況)、インシュアランス統計号より筆者作成)

組合員数は、共済以外の事業を利用している人数も含むので、組合等の規模の目安にすぎないが、一応見ておくと、コープ共済連が2000万人以上で最も多く、以下全国生協連、全労災、JA共済連が1000万人以上である。ここまでを、よく4大生協と称することがある。共済に限ってみれば、以下の総資産、共済掛金、支払共済金といった指標はJA共済連が圧倒的に大きな規模で、共済全体のほぼ8割となっている。従って共済事業合計で様々な計数をみるとほとんどJA共済をみているのと同じことになってしまうので、それ以外の個々の団体についても、もう少し詳細な内訳をみていくことにしよう。

総資産については、JA共済連につぐものは、規模としては10分の1以下ではあるが、全労災、全国生協連、JF共済連、コープ共済連と続き、JA共済連の総資産55兆円は、生命保険会社でいえば、かんぽ生命81兆円日本生命63兆円に匹敵する規模である。(なお参考として損害保険会社の規模も挙げているが、もともと取り扱う保険に掛け捨てが多い損害保険会社は総資産、保険料収入といった規模では、さほど大きくなくて当然ではある。)

受入共済掛金は、取り扱う共済種類に生命共済の比率が高ければ、またさらに年金や財形など貯蓄性のものがあれば、金額としては比較的大きくなっている。支払共済金についても同様である。

・資産構成

(2015年度実績)

	JA	全労災	全国生協連	コープ	(%)	
					日本(一般勘定)	かんぽ
現預金	1.2	5.3	88.5	17.8	1.6	6.4
金銭の信託	0.2	6.4	0.0	11.2	0.0	2.0
金銭債権	0.1	4.0	0.0	0.0	0.7	0.5
有価証券	91.8	72.0	6.0	61.2	80.8	78.0
貸付金	2.1	0.2	0.0	0.0	13.1	11.0
固定資産	0.8	1.8	0.5	3.1	2.7	0.2
その他	3.7	10.3	4.9	6.7	1.2	1.9
総資産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(有価証券の内訳)

	JA	全労災	全国生協連	コープ	日本(一般勘定)	かんぽ
有価証券	91.8	72.0	6.0	61.2	80.8	78.0
譲渡性預金	0.0	0.0	4.6	24.6	0.0	0.0
公社債	81.6	70.9	1.4	36.6	37.6	73.4
国債	65.2	39.7	1.4	24.4	31.6	54.2
地方債	7.8	7.1	0.1	5.0	2.1	11.5
社債	8.7	24.2	0.0	7.1	4.0	7.6
株式	1.9	0.0	0.0	0.1	13.1	0.0
外国証券	6.4	1.0	0.0	0.0	27.6	4.5
公社債	4.2	1.0	0.0	0.0	21.6	4.5
株式等	2.2	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0
その他の証券	1.9	0.1	0.0	0.0	2.4	0.1

(各事業団体ディスクロージャー資料をもとに、一部、筆者が組み換えて作成)

共済組合の資産構成は上のようになっている。

一般には、資産構成は、事業の目的や共済種類の資金の性質に相応しいものとするはずであり、場合によっては、その主旨を実現すべくそれぞれの法律でも規制される。例えば消費生活協同組合法では、簡単にいえば、1年を超える期間の共済事業に対応する資産のうち、株式、外貨建資産はそれぞ

れ資産総額の30%までとされていたりする。とはいえ、上の表にあるように、実態としてその制限に今にも触れそうな状況でもないので、詳細は省略する。

資金の運用先は有価証券と現預金がほとんどであり、生命保険会社（特に国内大手）と異なり、貸付はほとんど行なわれていない。

有価証券の内訳については、安全な国債の占める比率が高いようである。リスクの高い資産運用あるいは、信用リスクの分析や貸付先の確保に比較的多大な人員を必要とする貸付には手を出さないとことだろう。一般には保険会社の資産運用には、株式への投資なども通じて産業を育成するなどの役割があるとされるが、規模の小さい、あるいは限られた構成員からなる共済については、そうしたことまで面倒をみる余裕はないと思われる。安全確実な運用先であることが何よりも優先することだろう。従って規模・組織の大きな共済では、株式や外国証券などの構成比もそれ相応に高い。

ただしそれでは年金を取り扱っている一部の共済では、なかなか有利な商品を提供できないように懸念される。現在の超低金利の状況ではそうした差は全く目立たないが、仮に近い将来、世の中の金利が上昇してくると、なんらかの有利な運用先を見つける必要にも迫られるかもしれない。

あるいは、資産運用の有利性を競うよりも、生命保険会社やその他の金融機関に資金が流れようとも、それはそれでよしとするかもしれない。資産構成を見る限りは、何しろ安全性の確保が優先のように感じられるし、経費の面からも多大なコストをかけて有利な資産運用をしたいようにはみえないからだ。

・損益状況

(2015年度実績)

	JA	全労災	全国生協連	コープ ^o	日本	かんぽ
共済掛金等収入	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
共済金等支払金	80.56	69.83	82.93	53.22	61.67	157.94
共済契約準備金繰入(net)	28.28	4.90	▲ 24.52	▲ 8.06	39.08	▲ 50.79
資産運用収益－費用	17.31	8.63	0.06	0.76	21.11	24.85
事業費	2.14	20.42	11.40	28.36	9.45	9.92
その他経常収益－費用	▲ 0.73	0.14	0.00	0.13	▲ 2.07	▲ 0.16
その他	▲ 0.90	▲ 1.46	▲ 0.00	▲ 0.50	▲ 2.92	▲ 1.32
法人税等負担	0.70	1.67	0.32	2.46	1.18	1.43
剰余金	4.00	10.49	29.92	24.42	4.74	4.88
配当・割戻	1.81	6.41	29.09	18.53	3.78	3.29

共済掛金等または保険料等収入を100としたときの比率表示

損益状況については、資産構成を反映して資産運用収支はあまり重要な要素ではないようだ。公表はされていないが、共済そのものの損益、すなわち3利源でいうところの危険差、費差が太宗を占めているように思われる。ただし、貯蓄性の仕組を扱っている共済組合においては、今のような低金利下では、常に逆ざやのリスクを抱えているであろう。

事業費効率については、本当のところは、付加掛金がわからないと、なんともいえない。上の表では共通には、共済掛金収入に対する比率しか示せないが、これは貯蓄性の掛金の構成比次第で様子が大きく変わる。すなわち、損害共済の割合が高いところは高めにする。逆に年金など貯蓄型の共済（特に一時払）が多いと低くでてくるので、これだけで、効率の良し悪しは言えない。

3—少額短期保険業編

少額短期保険の現状については、別途 2016 年 8 月の報告³に詳しいので、そちらをまず参照して頂きたいが、ここでは、主に業績・収支面について見てみる。少額短期保険会社のつくる日本少額短期保険協会による集計⁴によれば、2015 年度末の会社数は 85 社⁵、保有契約件数は 638 万件（対前年度 9.7%増加）、保険料収入は 726 億円（13.3%増加）となっており、業界規模としては順調に増加しているところである。また、個々の会社についてディスクロージャーが必ずしも完全ではない中で、その他の項目にざっと目を通してみる。

2015 年度末においては、少額短期保険会社合計で総資産は 500～600 億円といった水準のようである。資産構成はほとんどの会社が現金・預金の比率が高く、比較的安全確実とされる国債ですら、保有している会社はわずかである。固定資産についてはかなりもっているが業務用のようである。（投資用ではあるまい。その区別の開示はほとんどない。）従って、現在のところ、全体としては、それほど高度なリスク管理体制は必要としないようにみえる。

また収支は保険料収入、保険金支払、責任準備金の増減といった保険そのものに関わるものがほとんどである。会社が小規模なこともあって事業経費が負担になっているようで、最終的な利益はほとんどでていない。保険者の理念が実現し、相応の報酬があつて、加入者の満足がいくのなら、事業体にそれ以上の利益も必要ないと思うが、まだしばらく様子を見る必要があるようだ。

なお、少額短期保険の枠組みができる過程において、「認可特定保険事業者」⁶という団体が経過措置としてできた。これについては、特段まとまった業界団体があるわけでもなく、ディスクロージャーも進んでいないようであるが、不特定多数の利用者を想定しているわけではなさそうなので、たとえ何か問題が生じても影響範囲は限定的と思われる。

4—おわりに

2017 年 2 月 5 日の日経ヴェリタスによると、日本経済新聞社が日経リサーチを通じて行なったアンケートで、生命保険や生命共済の満足度調査を行ない、商品力や顧客対応などの 4 分野で評価し、点数化した。すると総合ランキングで上位を占めたのは共済組合で、民間の大手生保は総じて低調だった、という。首位は「都民／県民共済」と「コープ共済」が同点で並び、4 位にも「全労済」が入った。

共済は一般には掛金が安い上に配当金も多いため、実質的な掛金負担が少なくて済むということが、よ

³小林 雅史「少額短期保険について制度創設から 10 年間の成長」（保険・年金フォーカス ニッセイ基礎研究所 2016.8.23）

http://www.nli-research.co.jp/files/topics/53676_ext_18_0.pdf?site=nli

⁴「2015 年度 少額短期保険業界の決算概況について」（2016.7.8 一般社団法人日本少額短期保険協会）

<http://www.shougakutanki.jp/general/info/2016/news20160708.pdf>

⁵2017 年 2 月末ではさらに増えて 88 社 少額短期保険業者登録一覧（平成 29 年 2 月 28 日現在 金融庁）

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shougaku.html>

⁶認可特定保険業者認可一覧（平成 29 年 2 月 22 日現在 金融庁HP）

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/ninkatokutei.pdf>

い印象をもたらしている、とのことである。

実際に、生命保険会社に比べて共済の掛金が安いのかというと、個々の会社・商品などの具体例をみるしかない。しかし生命保険会社の商品の保険料は、歳をとると通常はだんだん高くなるのに対し、共済の掛金のほうは、年齢に拠らず一律、あるいは5歳毎などおおまかな刻みによる、というケースが多いように見受けられる。となると、同じ保障内容ならば、例えば40～50歳などのゾーンでは確かに安い、20代など若年層では高い、という傾向もあるのではないかと。ともあれ、共済のほうが安くて、しかも掛金一律など簡単でわかりやすいという印象はありそうである。

保険と共済の掛金水準に影響するのは何か。まず保険（共済）事故の発生率については、大規模な共済では実質的に不特定多数の加入者がいるわけで、圧倒的な差があるとは思えない。（職域の共済のように限られた場所や職業に集中した加入者、となると、差があるかもしれない。）また、上でみたように共済においては、資産運用面では安全性が強調されているので、運用収益をあてにした掛金の割引は期待できない。

事業経費面に関連して、まず共済の募集は、銀行窓口や全国の組合の事務所などに加入希望者が自ら訪れるということが多いようだが、一方生命保険会社（といっても様々だが）は営業職員の訪問販売を主流としているところもある。という意味では募集・販売面では生命保険会社ではコストをかけているということだが、逆に契約確認や保険金支払の場面でのサービスが充実しているという有利な面がありそこでコストをかけているともいえる。そこは一長一短でどちらがいいとは一概にはいえない。あるいは、保障内容についても、共済は一般には比較的単純な設計で、保障金額は生命保険より低く抑えられているようでもあり、共済のみで満足な保障水準が得られないかもしれない。保障期間も「60歳まで」など制約がある仕組みも、ざっとみたところでは目に付く。

次にリスク管理面でも、複雑な仕組みの商品を扱えばそれだけ、多くの要員・システム投資・組織体制が必要となる。例えば、医療保険を扱うならば、保険料（掛金）の設定も高度な統計処理が必要になるし、危険選択の段階から手間がかかる。その後の実績を分析して、料率を検証していくことも必要であり、場合によっては危険準備金など法令上義務付けられた準備金の積み増しが必要になることもある。

さらに、年金など貯蓄要素の強い商品を扱うならば、通常は資産運用面で、他の会社や共済組合よりも優れた運用利回りを確保することがアピールとなる。そうした組織体制や人材の確保が必要であろう。

さらには、近年、ERM（統合的リスク管理）という用語に代表されるような、さらに高度なリスク管理が要請されるようになってきているのが、世界的な傾向である。

共済のように比較的単純な仕組みの設計、資産運用をしているところは、そうしたところに資源を割く必要もなく、だからこそ割安な掛金で商品を提供できるということもあると考えられる。このことは、保障金額や期間に制限があるので、正面から競合するわけではないにせよ、少額短期についても同様である。そうした点を見ると、生命保険会社の側からみれば、生保業界内部の競争（国内大手、外資系、損保系等々）の話にとどまらず、こうした共済事業も、競合相手であるという認識がより必要だろう。共済への加入は組合員に限るとされていても、組合員になるのが比較的簡単だったり、一定程度の「員外利用」（組合員以外の利用）が認められたりするところもあるようだからである。

また、共済事業や少額短期保険には、生命保険業界・損害保険業界あるいは銀行業界とは違って、セーフティネット（万一ある会社が破綻したときの、財源手当やその後の別会社による救済などの、

一連の仕組)の制度は設けられていない。従ってそれぞれの事業団体が、独自に健全性確保に留意していくことになる。上で見たように、共済・少額短期保険会社とも、資産運用面では安全第一となっているので、今のところ問題はなさそうである。(もちろん規模の大きな一部の共済は、高度なリスク管理とセットで株式・外債などのリスクの高い資産を保有している。)それとは別に医療関係の保険・共済のリスクは、今後の医療技術の進歩や医療制度の発展にも影響を受けていくことであり、生命保険会社もそうだが、今後とも注視していく必要があるように思われる。

あるいは、そもそも無認可共済事業とか根拠法のない共済、と言った事業団体が多くなり、その一部の運営・収支管理において問題が生じ、契約者保護の必要が高まった一時期がある。その時、しかるべき官庁の監督、法律による規制が必要であるとされたがために、少額短期保険の制度が生み出された、という経緯を思い出せば、今後も同様に、今回は取上げなかった、「小規模ではあっても自家保険的な仕組」に社会的に問題が生じていないかどうか、常に目を光らせておく必要もあるだろう。